

しゃもじんキューブ入居者募集要領

しゃもじんキューブ（廿日市市創業支援施設）は、新たに起業をしようとする人や、新分野への事業展開をめざす人を対象にスペースを提供し、インキュベーション・マネージャーなどがビジネスプランに基づき支援を行う施設です。

入居希望される場合は、入居申込書、事業計画書、その他の必要書類等を作成し、廿日市商工会議所まで提出してください。

また、入居の決定に当たっては、申込者の数にかかわらず、所定の審査（書面審査及びプレゼンテーションによる面接）を行います。

入居後は支援とともに、定期的にヒアリングなども実施します。

入居の申込に当たっては、次の事項について、十分確認などをしていただき、同意の上で、申込みを行ってください。

1 施設の概要など

(1) 施設の名称

しゃもじんキューブ（廿日市市創業支援施設）

(2) 施設の所在地及び建物の概要

ア 所在地

廿日市市本町5番1号 廿日市市商工保健会館1階インキュベーション施設

イ 廿日市市商工保健会館の概要

(ア) 用途

区 分	内 容
1階	市民交流のための多目的ホール、喫茶室、観光協会事務所など
2階	佐伯地区医師会事務所
3階	廿日市商工会議所事務所
4階	会議室など

(イ) 交通アクセス

広島岩国道路廿日市ICから車で約10分、JR廿日市駅から徒歩約15分、
広電廿日市市役所前駅から徒歩約5分

(ウ) 構造・設備等

a 鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造地上4階建

b 来館者用共同駐車場約46台（駐輪場あり）

※施設入居者専用の駐車場はありません。

c 入退館可能時間は、午前8時30分から午後9時30分まで（12月28日から1月3日を除く。）

(エ) 施設警備

- a 開館時 警備員常駐
- b 閉館時 機械警備

ウ 今回募集するインキュベーション施設の主な仕様

部 屋 数	1室
部 屋 面 積	2号室 5.06㎡
室 内 備 品	事務机、椅子、引き出し、事務用ロッカー及び更衣用ロッカー (各1)
共用スペース	指導者用机、椅子、協議用テーブル、カラーコピー機及び共用 備品収納ロッカー(各1)、ウォータークーラー、コーヒーマ ーカー、空気清浄機
そ の 他	○インターネット(光)・固定電話機接続可能(ただし、利用 契約は入居者が、個別に行う必要があります。) ○各部屋の扉は、鍵による施錠可能です。(機械警備の機能は ありません。) ○トイレは、建物1階などにある共用トイレを使用してくださ い。

エ 使用料、入居期間など

(ア) 使用料等

a 使用料

月額 8,000円(光熱水費含む。)

※使用料は前納となります。

b コピー用紙、トナー代などは実費負担となります。

c インターネット接続にかかる料金、電話回線使用料などは入居者の負担とな
ります。

d 1-(2)-ウの表に記載のない備品は、各自で用意してください。

オ 入居期間

入居期間は最大3年間です。

2 支援内容

(1) 支援内容

ア 市

- (ア) しゃもじんキューブの居室の提供
- (イ) 入居者ヒアリングの実施
- (ウ) 市のHPなどにおけるしゃもじんキューブの施設紹介
- (エ) その他市が必要と認めるもの

イ インキュベーション・マネージャー

- (ア) 財務、法務、金融などの各種相談
- (イ) 取引先、販路、協業支援先などの人的ネットワークの構築
- (ウ) 季刊誌、インターネット、メディアなどを活用した施設又は入居者の広報活動
- (エ) しゃもじんキューブHPの管理運営
- (オ) サロンの実施など入居者を含む市内事業者の交流促進に関する業務
- (カ) しゃもじんキューブ及び同施設内設備の管理運営に関する業務
- (キ) 関係機関との連絡調整
- (ク) その他事業の達成に必要と認める業務

3 入居申込の受付など

(1) 入居資格など

しゃもじんキューブは、廿日市市内で新たに起業をしようとする人や、新分野への事業展開をめざす人を対象にスペースを提供し、インキュベーション・マネージャーなどがビジネスプランに基づき支援を行う施設です。入居者は、次の入居資格に掲げる事項を満たす必要があります。

ア 廿日市市内の在住者であること（入居後、概ね6月以内に市内に転入をする者を含む。）。

イ 廿日市市内で事業を営もうとする者又は市内の個人事業者若しくは市内に本店若しくは主たる事業所を有する者(法人の場合は、創業後5年以内)であること。

ウ 事業活動に必要な資力及び信用を有する者であること。

エ 使用料及び公租公課の滞納がないこと並びに入居期間中の使用料を遅滞なく支払うことが可能であること。

オ 事業の展開に当たり、インキュベーション・マネージャー、廿日市商工会議所、廿日市市並びにインキュベーション・マネージャー及び廿日市市が必要であると認める者（以下「インキュベーション・マネージャーなど」という。）の支援を受け入れ、インキュベーション・マネージャーなどと、協力体制を築くことができる者であること。

カ インキュベーション・マネージャーなどの依頼に応じ、支援を行う際に必要な事業計画書、決算諸表、試算表、資金繰り表、営業日誌、事業状況報告書などの作成、開示、提出などを行うこと。

キ しゃもじんキューブの居室は、主として、創業、起業、新分野への事業展開などに向けての準備や戦略の立案、新技術、新商品、新サービス等の研究開発、試作、販売、提供、若しくはこれに準じる事業活動を行う場として使用すること。

単に事務所（事業活動の管理の場）や倉庫、展示、販売等の営業活動のみを行う場として活用しないこと。

(2) 入居申込みの手続き

入居を希望される方は、廿日市商工会議所に入居申込み行ってください。

なお、入居申込には次の提出書類が必要となります。

ア シャもじんキューブ入居申込書（別紙様式第1号）

イ 事業計画書（別紙様式第2号）

ウ 代表者の履歴書（様式不問）

エ 印鑑登録証明書（直近3ヶ月以内に発行されたもの）

オ 市町村税の納税証明書（直近3ヶ月以内に発行されたもの）

注） 直近の滞納がない旨の証明又はこれに準じる証明

カ その他必要な書類

法人	① 定款又はこれに準ずるもの ② 登記事項証明書（登記簿謄本） ③ 営業概要（パンフレットなど事業の内容が分かるもの） ④ 直近の決算諸表（貸借対照表、損益計算書など） ⑤ 役員株主が分かる名簿 ⑥ その他参考資料
個人	① 住民票（外国籍の者は、外国人登録原票記載事項証明書） ② 直近の所得（課税）額証明書 ③ 申込者が未成年の場合は保護者の同意書（様式不問） ④ その他参考資料

注1) 提出書類は、返却しません。

注2) シャもじんキューブ入居申込書に押す印鑑は、印鑑登録証明書の印鑑と同じものを使用してください。

注3) 入居申込みに必要な書類は、個人及び法人ともに正本を1部、副本を2部提出してください。提出書類は入居審査での選考資料となりますので、できるだけ詳しく記入してください。

また、事業内容、事業技術、商品の説明資料などを別途、参考資料として添付されてもかまいません。

注4) 提出書類は各書類を2穴左綴じA4版（日本工業規格）ファイルにつづり、ファイルの表面には申込者の氏名又は名称を記入してください。

(3) 募集のスケジュール

別紙「第11回シャもじんキューブ入居者募集スケジュール」を参照してください。

(4) 様式の配布場所

廿日市商工会議所

(5) 提出方法

入居申込み

持参又は郵送のいずれかの方法により行ってください。（FAX送信及びEメールによる入居の申込みの受け付けは行っていません。）

(6) 入居の申込みの取り消し

6の(2)の「入居許可の取消など」に該当する場合は、入居の申込みを取り消す場合があります。

(7) その他の留意事項

申込みの撤回、申込書類などの修正（字句の修正など軽微なもの除く。）はできません。

入居申込時に提出された資料並びにインキュベーション・マネージャーなどの依頼に応じ、提出した事業計画書、決算諸表、試算表、資金繰り表、営業日誌、事業状況報告書などの資料については、入居審査及び入居後の支援活動のために使用し、入居者の同意なしに第三者及び他の用途へ使用しません。

ただし、産業振興協議会又は市議会へ報告を行う必要がある場合、廿日市市創業支援事業の事業評価を行う委員会などへの情報提供する必要がある場合に、必要な範囲において情報提供する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4 入居者の選考

(1) 選考方法

ア 一次審査

募集要件との照合、適格性の確認などの書面審査を行います。

イ 二次審査

一次審査通過者を対象に、しゃもじんキューブ入居者選定委員会による二次審査(プレゼンテーション方式による面接)を実施し、入居者を決定します。

(2) 審査結果の通知

全ての入居申込者に一次審査の結果を通知します。

また、一次審査を通過された方には、二次審査の実施日時、場所、その他必要な事項を二次審査実施日の10日前までに通知します。

(3) 最終選考結果の通知

選考の結果（入居の可否のみ）については、申込者へ文書で通知します。

なお、審査、選考内容等についてのお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

また、選考により入居が決定された申込者の氏名又は名称については、廿日市市、廿日市商工会議所等のホームページなどで公表することがあります。

5 入居決定後の手続きなど

しゃもじんキューブは、廿日市市の行政財産であるため、原則1年ごとの更新となります。(最初に入居する年度については、使用許可開始日から当該開始日の属する年度の末日まで)

なお、入居申込時における事業計画と実際の事業が著しく異なる場合又は進捗が見られない場合などは更新しないことがあります。

(1) 更新手続きの際に必要な書類

入居期間の更新を行う場合は、原則使用期間満了の日の1か月前までに使用期間更新申請書の提出が必要になります。

また、インキュベーション・マネージャーなどが支援を行う際に必要な事業計画書、決算諸表、試算表、資金繰り表、営業日誌、事業状況報告書などの書類の提出が併せて必要となります。

(2) 誓約書の提出

使用許可後から入居日の前日までに、しゃもじんキューブの入居に係る許可書の許可条件を遵守する旨の誓約書の提出が必要となります。

6 施設利用の終了、入居の取り消しなど

(1) 事業の拡大などによる施設利用の終了

次の事項に該当する場合、しゃもじんキューブでの入居を終了し、廿日市市内での開業などを促す場合などがあります。これにより入居者に損害が生じても、インキュベーション・マネージャーなどは一切の責任を負いません。

ア 事業計画を達成し、施設入居継続の必要性がなくなったとき。

イ 顕著な業況拡大など、起業して間もない企業を対象とした支援を必要としなくなったとき。

ウ 3年間の入居期間が満了したとき。

(2) 入居許可の取消など

次の事項に該当する場合、あるいは該当する恐れがあると判断した場合、入居許可を取り消す場合があります。これにより入居申込者に損害が生じてもインキュベーション・マネージャーなどは一切の責任を負いません。

ア 3の(1)の「入居資格など」に該当しないと認められるとき。

イ 入居後の事業活動に意欲が見られないとき又は入居申込の内容若しくは事業計画書の内容と事業活動の内容が著しく異なるとき(入居後の著しい事業内容の変更を含む。)

ウ 事業の進捗が思わしくない場合又は事業目標の達成が困難と思われる場合に

おいて、インキュベーション・マネージャーなどのサポートを受け入れないとき。

エ しゃもじんキューブの入居に係る許可書の許可条件に違反したとき。

- オ 施設の設置目的に反する使用が認められるとき。
- カ 振動や音を発生させるなどして、周辺環境へ著しい悪影響を与える恐れがあると認められるとき。
- キ 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあるとき。
- ク 施設の管理及び運営上支障が生じると認められたとき。
- ケ 犯罪行為又は犯罪をあおり、そそのかすなどの行為があると認められるとき。
- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になる使用であると認められるとき。
- サ 市の条例等の規定若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員（廿日市市及び廿日市商工会議所職員）の指示に従わないとき。
- シ 他の入居者や当該施設での支援事業者に損害や迷惑を与えたとき。
- ス その他公益上必要であると認められたとき。

(3) 退室時などの原状回復義務

施設若しくは備品を損傷若しくは滅失したとき又はしゃもじんキューブから退去するときには、原状に回復してください。

(4) 退室後の事業報告

しゃもじんキューブを退室後、インキュベーション・マネージャーなどから支援施策などの情報提供や廿日市市創業支援施事業の評価や見直しを行うことなどのために、退室後3年間の事業報告書、決算書などの提出をお願いする場合があります。

7 提出先及び問い合わせ先

〒738-0015

廿日市市本町5番1号 廿日市市商工保健会館3階

廿日市商工会議所 経営サポート課

TEL (0829)20-0021 FAX (0829)20-0022